

統治の最高権力が君主にある、あるいは国民にある、といふだけのことなのではない。もともと君主と国民とが本質的に対立しあふものであるといふ図式のうくに立つて、そのどちらが「主権（最高の力）」をもぎ取るか、といふ発想で語られるのが、この「君主主義主義」又は「国民主義主義」といふ言葉なのである。

これに対して、明治維新の理念を表明した、「王政復古の大号令」や「五箇条の御誓文」を見てもわかるとおり、そもそも日本の伝統的な政治理念においては、君民の関係はつねに利害、苦楽を共にすべきものとされてきたのである。したがって、国の統治の最高の権力が君主と国民のどちらにあるのかなどといふことは、「我建國ノ体」に照らしてみれば、まことに非本質的なことであり、ましてそれが君民対立を前提としてあるなどといふことになれば、どう見てもわが国の憲法には採用しがたい概念と言はざるをえないのである。

実際にも、この問題は帝国憲法制定に先立つ国をあげての論争の中心問題の一つとなつたのであつた。これを、起草者の井上毅は、日本古来の用語である「治ス」といふ言葉を用ゐることによつて克服しようとした。それが結局、帝国憲法第一条では「大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」といふ条文になつたのであるが、その言はんとするところは、日本古来の政治道徳にもとづく治世のあり方なのだ、と起草者自身は解説してゐる。いはゆる日本の「立憲君主制」なるものは、さうした苦心の結果生み出されたものなのであつた。

資料(4)

これと較べると、近代成文憲法において要請される、その他の「民主主義的要素」なるものの採用は、あまり本質的な問題をひきおこすことがなかつた。あとで述べるとおり、帝国憲法における国民の自由の保障は、少なくとも、アメリカの憲法におけるのと大差ない水準のものなのであつたが、それは決して「我建國ノ体」と矛盾をきたすものではなかつた。といふのも、(すでに幕末の水戸学などにおいてはつきりと主張されてゐたとおり)単に君民があひ争はぬだけでなく、天皇がこの上なく民を慈み、その幸福と安全のために最大限の努力を尽すのがわが国の国体の特質であるとされてきたのだからである。すなはち、「民主主義」といふ言葉が、あくまでも国民の幸福を旨とするものといふ意味で語られるかぎりにおいては、大日本帝国憲法は十分に「民主主義的」なものだつたのである。

四 改正の要がなかつた大日本帝国憲法

大日本帝国憲法がこのやうなものであると解つてみれば、日本が戦争に敗れたからと言つただけに憲法改正が必要である、といふ筋合ひのものではないことが理解されよう。たしかに、当面さしあたつて、武装解除を受け、占領軍のもとに国家主権を奪はれた状態

になるのであるから、その間、まったく従来通りに帝国憲法を機能させるといふわけに
 かないのは当然である。しかしはたして、憲法改正といふことをする必要があるかどうか
 —これは少なくとも議論の余地のあるところであつて、現に当時の政府関係者たちは、
 敗戦と同時に、その必要の有無を一念に検討しはじめたのであつた。

そのとき検討の中心問題となつたのは、当然のことながら、日本が降伏にあつて受諾
 した「ポツダム宣言」とそれに関連した文書の内容である。つまり、日本はこれを正式の
 外交文書として受諾したのであるから、そこに記された諸条項を正しく守る義務がある。
 もしその中に、憲法改正を必要とするやうな内容が含まれてゐるなら、日本国内の事情と
 はかかはりなく、必然的に憲法改正の義務が生じる、といふわけなのである。

たとへば、具体的には、ポツダム宣言の十項における次のやうな文言が、検討を必要と
 する部分といふことになる——「日本国政府へ日本国国民ノ間ニ於ケル民主主義的傾向ノ
 復活強化ニ対スル一切ノ障礙ヲ除去スベシ言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人權ノ尊重
 へ確立セラルベシ」。

戦後の多くの憲法学者たちは、あたかもこの条文が憲法改正命令そのものであつたやう
 な言ひ方をするのであるが、それが事業に即した見方でないことは、いま述べたとほりで
 ある。まさに帝国憲法の「民主主義的傾向」は（国民主権主義の側面においてではなし
 に）「言論、宗教及思想ノ自由並ニ基本的人權ノ尊重」といふ方向において發揮されてゐ

るのだからである。たとへば、具体的に言へば、「言論、宗教及思想ノ自由」については、
 帝国憲法は次の三カ条にわたつて規定してゐる。

「第二十八条 日本臣民ハ安寧秩序ヲ防ケス及臣民タルノ義務ニ背カサル限ニ於テ信教ノ
 自由ヲ有ス」

「第二十九条 日本臣民ハ法律ノ範圍内ニ於テ言論著作印行集会及結社ノ自由ヲ有ス」

「第三十条 日本臣民ハ相当ノ敬礼ヲ守リ別ニ定ムル所ノ規程ニ従ヒ禮讓ヲ為スコトヲ
 得」

たしかに、多くの人々の指摘するとほり、これらの権利条項にはいくつかの留保がつけ
 られてをり、決して無条件の権利保障ではない。しかし、だから帝国憲法の自由の保障は
 不十分であり改正の必要がある、と言ふならば、占領者たちは自国の憲法の方をまづ改正
 する必要がある、といふことにならう。合衆国憲法では、「言論、宗教及思想ノ自由」に
 ついては、帝国憲法の三カ条分をひとまとめにして、しかもそれを間接的に保障する、次
 のやうなお粗末な一条があるにすぎないのである。

「修正第一条 連邦議会は、国教を樹立し、あるいは信教上の自由な行為を禁止する法律、
 または言論あるいは出版の自由を制限し、または人民が平穩に集会し、また苦痛の救済を
 求めるため政府に禮讓する権利を侵す法律を制定してはならない。」

さらにまた、合衆国憲法修正第四条、第五条の「基本的人權ノ尊重」を定めた条文と、帝

国憲法の第二十二條から第二十七條までを較べてみても、条文それ自体として、帝国憲法の人権規定は少しも見劣りするものではない。

かうした事実を、ポツダム宣言の起草者がどれだけ正確に認識してゐたかは疑問であるにしても、この十項の「民主主義的傾向ノ復活強化」といふ表現は、帝国憲法のありやうに正しく対応した表現と言ふことができる。すなはち、日本側がこのポツダム宣言十項を遵守するといふことは、帝国憲法のこれら「民主主義的」条項を活発に機能させることではたされる、といふことになるのである。宮澤氏自身、九月末に外務省に招かれて意見を述べたときの講話のなかで、この問題に関しては「帝国憲法ハ民主主義ヲ否定スルモノニ非ズ。現行憲法ニテ十分民主的傾向ヲ助成シ得ル」と回答してゐる。そして、それは基本的に正しい回答だったのである。

その他ポツダム宣言のなかに問題となりうる箇所があるとすれば、それは十二項であつた。そこには、「日本国国民ノ自由ニ表明セル意思ニ従ヒ平和的傾向ヲ有シ且責任アル政府ヲ樹立セラルルニ於テハ聯合國ノ占領軍ハ直ニ日本国ヨリ撤収セラルベシ」とある。このやうな条文が、ひよつとして日本の政体、国体の根本的な変革の要求を含んでゐるのではないか、といふことは、すでにポツダム宣言受諾を検討する段階で問題となつたことであつた。そこで、受諾に先立つて日本側からは、「天皇の国家統治の大権を変更するの要求を包含し居らざることを了解の下に、帝国政府は右宣言を受諾す」といふ申し入れがな

されるのであるが、それに対する連合国の回答は、直接の明答をさげ、ただもう一度十二項の内容をくり返したといふ形のものであつた——「最終的ニ日本国ノ政府ノ形態ハ『ポツダム』宣言ニ遵ヒ日本国国民ノ自由ニ表明スル意思ニヨリ決定セラルベキモノトス」。

結局、この曖昧な言ひ方のまゝでポツダム宣言は受諾されたわけなのであるが、曖昧と言つても、これをごく普通に素直に読むかぎりでは、これはただ、日本の統治形態については日本国民の自由意志にまかせる、と言つてゐるのであり、それ以上でもそれ以下でもないと読める。また、昭和二十年九月に発表された「降伏後ニ於ケル米國ノ初期ノ対日方針」には、さらにはつきりと「米國ハ斯ル政府ヲ出来得ル限り民主主義的自治ノ原則ニ合致スルコトヲ希望スルモ自由ニ表示セラレタル國民ノ意思ニ支持セラレザルガ如キ政体ヲ日本ニ強要スルコトハ聯合國ノ責任ニアラズ」とある。これは明らかに、日本の政治体制の根本的変更をともなふやうな憲法改正要求は行はないといふ宣言である。これは、大戦直前に英米両國の発した「大西洋憲章」第三條に「各國民カ其ノ統治形式ヲ撰択スルノ權利ヲ尊重ス」とあるのに従つたものとも言つて、いづれにせよ、日本國民が自ら憲法改正を望まないかぎり、それを強制されることはない、といふ保証が与へられたと見てさしつかへはなかつたのである。

かくして、敗戦直後、外務省や法制局で慎重に検討を重ねた上での結論は、このポツダム宣言を受諾したからと言つて、(少なくとも大幅の)憲法改正は必要なし、といふこと

議」は、「九条論議」とすら言ひがたいであらう。九条論議を正しく九条論議として行ふためにも、この憲法の成立事情の見直し——この憲法がいかなる「力」により、いかなる目的をもつて作られたのか、といふ視点からの見直し——が不可欠となるであらう。

注1 佐藤氏はこの言葉を、「終戦を問い直す」といふシムボツウムのなかで語つてゐる（『終戦史録 別巻——終戦を問い直す』北洋社）。そこでは、佐藤氏はいはゆる「無条件降伏論者」たちが同時に「憲法擁護論者」であることの矛盾についてから語つてゐるのであるが、氏の指摘される現象の根は同じと見てよいであらう。

注2 この宮澤氏のコメントは、十年ほどおちに、『日本国憲法コンメンタール篇』の別冊附録に掲載されたものであるから、この論文当時の氏の心情とはかなり異なつてゐると見るべきであらう。

注3 もちろん、昭和二十一年十一月からは「日本の新憲法起草に当つてSCAPが果たした役割についての一切の言及及びその批判」といふ項目が、彼らの検閲事項のうちに加へられることになる。

ここに取あられた論文の内容は、昭和二十一年発表の「八月革命と国民主権主義」とほとんど同一である。ただ、「去る三月六日」が「一九四六年三月」と改められてゐる、といった事務的の変更だけでなく、天皇陛下にかかはる敬語がすべて省かれ、「日本は、刀折れ矢尽きて敵陣に降伏し」といった表現が取り除かれるなど、かなり当時の論文とニヒアンスの違つてゐるところも多い。すなはち、昭和二十一年発表の「八月革命説」は、より一層生々しく、宮澤氏の内なる悲憤をあらはしてゐるのである。そして、おそらくそれをもつとも明瞭にあらはしてゐるのは、最後の一段であらう（これは「日本国憲法生誕の法理」では完全に削除されてゐる）。

「政府の憲法改正草案が発表せられた後で、『タイム』誌は「We the Mimics……」といふ見出しでこれを記し、日本人の模倣的頭脳がこのアメリカ式憲法草案を生んだと皮肉つた。「We the Mimics」（われら模倣者）とはまさにわれわれ日本人の骨を刺す痛烈な皮肉である。

政府案が国民主権主義を採用したのは決して単なるアメリカの模倣ではない。しかし、その表現や、そのほかの草案の規定には模倣と評せられ得るものがきはめて多い。これらの点は十分再検討せらるべきものと信ずる。民主政治は決して単なる模倣によつて建設せられ得るものではない。『我ら合衆国人民は』の真似をして『日本国民は』といつて見たところで……それだけでは「We the Mimics……」と冷笑されるのが関の山である。政府案の審議にあたる議員諸公はこの点をよく弁へて、真に自主的な民主憲法を確立させるためには遺漏なきを期してもらひたい。

注4 たとへば、「王政復古の大号令」では「諸事神武創業之始ニ原キ、縉紳・武弁、陛下・地下之無リ別、至当之公議ヲ竭シ、天下ト休戚ヲ同ク可レ被レ遊覧慮ニ付」と語られてをり、また「五箇条の御誓文」には「上下心ヲ一ニシテ盛ニ経綸ヲ行フベシ」の一条などが、それをよく表はしてゐる。

注5 明治十五年の日々新聞、毎日新聞、報知新聞などを舞台にくりひろげられた「主権論争」は、まさにさうした国民対立の是非を問題とする論争であつた。

注6 帝国憲法の条文には、結局、井上毅案の「治ス」は採用されずに終はつたのであるが、帝国憲法発布の直後に出版された公式の憲法解説書『憲法義解』においては、その趣旨が解説のかたちで活かされてゐる。

注7 大日本帝国憲法

第二十二條 日本臣民ハ法律ノ範囲内ニ於テ居住及移転ノ自由ヲ有ス

第二十三條 日本臣民ハ法律ニ依ルニ非スシテ逮捕監禁審問処罰ヲ受クルコトナシ

第二十四條 日本臣民ハ法律ニ定メタル裁判官ノ裁判ヲ受クルノ權ヲ奪ハルコトナシ

第二十五条 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外其ノ許諾ナクシテ住所ニ侵入セラレ及捜索セラル、コトナシ

第二十六条 日本臣民ハ法律ニ定メタル場合ヲ除ク外信書ノ秘密ヲ侵サル、コトナシ

第二十七条 日本臣民ハ其ノ所有權ヲ侵サル、コトナシ

公益ノ為ニ必要ナル処分ハ法律ノ定ムル所ニ依ル

修正第四条

不合理な捜索および逮捕、押収に対し、身体、住居、書類および所有物の安全を保障される人民の権利は、これを侵害してはならない。令状はすべて、宣誓あるいは確約によって支持される相当な根拠に基づいていない限り、また捜索する場所および逮捕、押収する人または物が明示されていない限り、これを差してはならない。

修正第五条

何人も、大陪審の告発または起訴によるのでなければ、死刑または最高量刑を科せられる犯罪の責を負わされることはない。ただし、陸海軍または戦時あるいは公共の危険に際し、現役の民兵の間で起った事件については、この限りでない。何人も同一の犯罪について、再度、生命身体の危険に臨まされることはない。また何人も刑事事件において、自己に不利な供述を強制されない。また正当な法の手続きによらないで、生命、自由または財産を奪われることはない。また正当な賠償なしに、私有財産を公共の用途のために徴用されることはない。

注8 ただし、これは彼女自身の責任といふより、彼女を「日本に男女平等を与えてくれた恩人」などと言つて担ぎ出した日本人たちの責任である。少なくとも彼女自身は、当時から言ひ渡された「他言無用」のいましめを、五十年近く守りつづけたのだと語つてゐる。

注9 たとへば一月十七日の極東委員会との会合の席で、「あなた方は、憲法改正について検討してゐますか」との質問に対して、起草作業のリーダーとなつたケーティスは言下に「Yes」と答へて

ゐる。しかし、ケーティスらトップの教人がひそかに改正の検討をすすめてゐたといふことは十分にありうる。

注10 昭和二十年代に、尾高朝雄氏との間に行はれた、有名な「ノモス論争」においても、宮澤氏はむしろ一貫して、「力」を重視する立場——「力」の主体の転換によつて戦前と戦後の日本の国家統治体制に断絶がもたらされたとする立場——をとりつづけてゐる。これも、宮澤氏の「絶望」のなせるわざ、と言ふことができよう。

注11 これは、草案起草作業の責任者であつたケーティスが、あまりにもひどすぎるからといふことで削除を提案し、マッカーサーもこれを了承した結果のこと、と伝へられてゐる。ただし、それをマッカーサーが了承したのは、憲法条文にふさはしいか否かの考慮によるものといふより、後で述べるやうな全体的戦略とのかね合ひ——将来の日本の脅威の可能性を抑へることと、将来、友軍としての日本の軍事力を利用することとのかね合ひ——による判断と言へよう。

注12 これが後述のいはゆる「戸田修正」であるが、これまた、同様の判断によつてGHQが許容したからこそ可能となつた修正である。

参考文献

『日本国憲法概説』佐藤功著（学陽書房）

『憲法I』清宮四郎著（有華閣）

『日本国憲法コンメンタール篇』宮澤俊義著（日本評論新社）

『日本戦後史資料集』長谷川正安他編（新日本出版社）

『1945年のクリスマス』ベアテ・シロタ・ゴードン著（柏書房）

『今上天皇論』小堀桂一郎著（日本教文社）